

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日と
翌日と
翌日と
翌日と)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(社会課)

身体障害者福祉法による医療機関の指定(〃)

保険薬剤師の登録(保険課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の辞退(〃)

土地改良区の役員就退任(四件)(農村整備課)

土地改良区の役員退任(〃)

◇ 選 管 告 示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

◇ 告 告 調理師試験の実施(健康対策課)

告 示

鳥取県告示第五百八十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	長 田 正 夫	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
眼 科	視覚障害	中 西 祥 治	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
眼 科	視覚、平衡、 聴覚、又はそ の他の機能障害	増 田 昇	倉吉市宮川町二五六一四 増田耳鼻咽喉科医院
整形外科	肢体不自由	佐々木 壽 昭	鳥取市岩倉四五二一三〇 佐々木整形外科医院
脳神経内 科	肢体不自由	日 笠 親 績	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
整形外科	肢体不自由	明 穂 政 裕	鳥取市尚徳町一一七 鳥取赤十字病院
小 児 科	肢体不自由	家 島 厚	米子市上福原一七五一 鳥取県立皆生小児療育セ ンター
小 児 科	心臓機能障害	奥 田 浩 史	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	心臓機能障害	笠 原 尚	米子市皆生新田一丁目八 山陰労災病院

外科	内科	内科	内科	内科	内科	泌尿器科	泌尿器科	外科	泌尿器科	泌尿器科	内科	外科
腎臓、ぼうこう、 又は直腸機能障 害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	腎臓、ぼうこう 又は直腸機能障 害	腎臓機能障害	腎臓、ぼうこう 又は直腸機能障 害	腎臓、ぼうこう 又は直腸機能障 害	腎臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
河村良寛	小勝負 知明	松本行雄	星野映治	櫃田 豊	濟 昭道	宮川 征男	渡辺 賢司	佐伯 英明	井上 明道	宮崎 博実	木下 謙	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病 院
鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	鳥取市吉成二丁目一四一 宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一四一 宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一四一 宮崎内科医院

鳥取県告示第五百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関の指定を次のとおり行つたので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）

第十三条の四の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関の名称	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指 定 年 月 日
鳥取県立皆生小 児療育センター	米子市上福原一七五一	整形外科	平成元年四月一日

鳥取県告示第五百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩 越 淳	鳥業第六九四号	平成元年四月十七日

鳥取県告示第五百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
大寛寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一	平成元年五月一日
医療法人社団門脇内科医院	境港市明治町一七二	"
医療法人社団松浦診療所	米子市東町一六三	"
吉中胃腸科医院	東伯郡東伯町大字丸尾一〇二一	"

鳥取県告示第五百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	辞退年月日
門脇内科医院	境港市明治町一七二	平成元年五月一日
松浦診療所	米子市東町一六三	"

鳥取県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本善徳	鳥取市八坂二〇五
" 下田喜久治	" 宮長九五
" 山本泰人	" 円通寺二八八
" 山根剛	" 蔵田二三四
" 種田孝徳	" 国安五三九一五
" 中村藤雄	" 馬場二三八
" 西村兼男	" 国安八〇一一〇
" 前田和三	" 叶三七四

霜田文五郎 的場七一
 吉川政陽 吉成四三五
 藤岡芳満 古市三〇三
 市村正央 雲山一九九
 谷澤英一 中大路七三
 田中治男 西大路一一八
 岸本秀太郎 美和一二八
 中尾重夫 馬場二四三
 西尾義昭 数津一六四
 米澤壽男 雲山一〇一一

平成元年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

岡本善徳 鳥取市八坂二〇五
 種田孝徳 国安五三九一五
 西村兼男 八〇一一〇
 山本泰人 円通寺二八八
 山根仁 橋本三八
 山本高吉 馬場五三
 藤岡芳満 古市三〇三
 北浦郁夫 叶一二七
 中田光雄 宮長四一
 西尾卓也 的場一一五
 三谷伝 富安三三三一五

市村正央 雲山一九九
 谷澤英一 中大路七三
 田中愿夫 西大路一三二
 中尾重夫 馬場二四三
 西尾義昭 数津一六四
 村山登 雲山一〇九一二
 三輪武弘 美和一四七

平成元年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名氏及び住所

倉繁久雄 倉吉市大原六九
 山崎登 一九〇
 倉繁正三 二五三
 牧野一夫 二四〇
 山本正雄 六二五
 柴田高春 五九六

〃 浦島 春義 〃 栗尾二三六
 〃 網本 義光 〃 上余戸五九
 〃 門脇 克好 〃 一八一
 監事 倉繁 博信 〃 大原二五四
 〃 浦島 信夫 〃 上余戸四八九
 平成元年三月三十一日退任

就任した役員の名及び住所

理事 倉繁 久雄 倉吉市大原六九
 〃 山崎 登 〃 一九〇
 〃 山脇 弘 〃 二三〇一
 〃 土井 由友 〃 二四一
 〃 山本 正雄 〃 六二五
 〃 柴田 高春 〃 五九六
 〃 浦島 悦夫 〃 上余戸二一三
 〃 門脇 愛恭 〃 一四九
 〃 浦島 春義 〃 栗尾二三六
 監事 倉繁 博信 〃 大原二五四
 〃 門脇 一栄 〃 上余戸一四九
 平成元年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり米子市成実土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 赤井 通泰 米子市古市二〇一
 〃 赤井 純 〃 四七六
 〃 田中 實 〃 三八四
 〃 牧 茂富 〃 五一
 〃 赤井 直義 〃 一九七
 〃 潮 清 〃 二八二
 〃 赤井 稔 〃 新山九〇四
 〃 能見 貞夫 〃 五六九
 〃 羽柴 貞雄 〃 五〇九
 〃 大森 孟 〃 二〇五
 〃 戸川 明 〃 一五五
 〃 井上 博則 〃 五七一
 〃 上野 操 〃 九〇七
 監事 斉木 雄幸 〃 古市一五二
 〃 潮 元 〃 二〇八
 〃 大谷 巖 〃 新山四八二

昭和六十三年十月十五日退任

就任した役員の名及住所

理事	赤井 通泰	米子市古市一六二
"	赤井 純	" 四七六
"	田中 實	" 三八四
"	牧 茂富	" 五一一
"	赤井 直義	" 一九七
"	潮 清	" 二八二
"	赤井 稔	" 新山九〇四
"	能見 貞夫	" 五六九
"	羽柴 貞雄	" 五〇九
"	大森 孟	" 二〇五
"	戸川 純一	" 一五五
"	井上 博則	" 五七一
"	上野 和美	" 九〇七
監事	齊木 雄幸	" 古市一五二
"	潮 元	" 二〇八
"	大谷 巖	" 新山四八二

昭和六十三年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及住所

理事	龜山 大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
"	山根 淳	" 大字富繁一三
"	湊 秀雄	" 大字西原四八九
"	手島 欣一	" 一〇五一
"	野津 信久	" 大字稻吉八九一
"	砂口 哲郎	" 六五
"	山根 哲朗	" 八八
"	松原 薫	" 大字平岡四四
"	田中 巖	" 大字福頼二九七
"	山根 友義	" 大字富繁二一六
"	高西 悦郎	" 大字小波七八五
"	野津 一男	" 大字稻吉八九
"	吉岡 勝	" 大字西原六一〇
"	砂口 泉	" 大字稻吉七一
"	渡辺 豊	" 米子市泉四六八
監事	齊藤 優	西伯郡淀江町大字西原七一七
"	植田 一良	" 大字福井二二六

平成元年四月三日退任

就任した役員の名及び住所

理事	亀山大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
"	加藤弘	大字西原九四九
"	山根淳	大字富繁一三
"	吉岡要二郎	大字西原六一〇
"	湊秀雄	四八九
"	手島欣一	一〇五一―
"	野津信久	大字稲吉八九一
"	山根哲朗	八八
"	砂口哲郎	六五
"	田中巖	大字福頼二九七
"	松原薫	大字平岡四四
"	山根友義	大字富繁二一六
"	高西悦郎	大字小波七八五
"	渡辺豊	米子市泉四六八
"	青木茂人	尾高一七一九
監事	斉藤優	西伯郡淀江町大字西原七一七
"	植田一良	大字福井二二二

平成元年四月四日就任 任期平成二年三月二十四日まで

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があ

ったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 西本敏重 西伯郡中山町大字御崎一一〇

平成元年四月二十九日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
和田進後援会	藤谷正太郎	林 恭治	八頭郡智頭町大字南方二一八三	平成元年三月十三日	その他政治団体

谷本修一後援会	松尾 輝雄	小椋 和彦	倉吉市魚町二五六	平成元年 三月十六日	自治所管 から移
鳥取昇龍会	坂口 允彦	廣江 研	米子市上後藤三二	平成元年 三月二十 四日	自治所管 から移

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党日吉津村支部	主たる事務所の所在地	西伯郡日吉津村大字日吉津一四六五―六	西伯郡日吉津村大字日吉津四七五	平成元年三月二日支部	政党の
自由民主党倉吉市上灘支部	"	倉吉市上灘町八四―一	倉吉市米田町八八五	平成元年三月三日	"
"	代表者の氏名	小西 鹿之	宮本 忠治	"	"
"	会計責任者の氏名	宮脇 文子	中井 稔	"	"
自由民主党鳥取県連合会支部	"	今井 啓三	大西 康彦	"	"
自由民主党鳥取県連合会	"	西谷 正敏	山本 和夫	平成元年三月七日	"

自由民主党鳥取市中ノ郷支部	主たる事務所の所在地	鳥取市浜坂一丁目九―一二	鳥取市浜坂四三九	平成元年三月十六日	"
自由民主党郡家町支部	"	八頭郡郡家町大字土師百井二二七	八頭郡郡家町大字米岡一七	"	"
"	代表者の氏名	森木 信幸	山本 昇造	"	"
"	会計責任者の氏名	柳原 憲光	小林 惇	"	"
自由民主党鳥取県連合会支部	"	大西 康彦	今井 啓三	平成元年三月二十三日	"
自由民主党鳥取県軽自動車支部	代表者の氏名	浅井 克彦	景山 良臣	平成元年三月三十日	"
"	会計責任者の氏名	柏尾 彰	田邨 栄久	"	"
自由民主党倉吉市支部	主たる事務所の所在地	倉吉市和田四一〇	倉吉市大谷五二七	平成元年三月三十日	"
"	代表者の氏名	浅井 哲夫	梶井 忠良	"	"
"	会計責任者の氏名	長田 達雄	梶井 忠良	"	"
自由民主党船岡町支部	"	田中 秀吉	橋本義太郎	"	"
自由民主党鳥取エフワン支部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成一丁目一四―一二	鳥取市吉成二三五	"	"
自由民主党鳥取県乗用自動車協会支部	"	鳥取市丸山町二二三	鳥取市丸山町二四八―一二	"	"
鳥取県建設政治連盟中部支部	代表者の氏名	井木 久博	岩見 進	平成元年三月三日	その他
平林鴻三福部後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村大字左近四六	岩美郡福部村大字箭浜三六	平成元年三月七日	その他
"	会計責任者の氏名	安田 猛	安田 豊晴	"	"

安達俊幸後援会	代表者の氏名	安達 英朝	安達 隆栄	平成元年 三月十三日	"
鳥取県不動産政治連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市富安二丁目六九	鳥取市弥生町二六三一四	平成元年 三月十六日	"
"	代表者の氏名	井上 勤	池上 美道	"	"
"	代表者の氏名	森本 和夫	住山貞一郎	"	"
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	代表者の氏名	坂本 護郎	水野 五郎	平成元年 三月二十日	"
大河原行省後援会	"	久本 温彦	大坪 久利	平成元年 三月二十日	"
和田進後援会	"	坂田 武男	藤谷正太郎	"	"
津村忠彦後援会	"	津村 和義	木島富仁男	平成元年 三月二十日	"
日本共産党鳥取県後援会	会計責任者の氏名	田中 大蔵	田江 裕	平成元年 三月二十日	"
前田正恭後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡東郷町大字門田三四五	東伯郡東郷町大字龍島一六二一	平成元年 三月三十日	"
石破しげる後援会	代表者の氏名	山本 昇造	民野芳之助	平成元年 三月三十日	"
国際勝共連合鳥取県本部	会計責任者の氏名	村瀬 旨博	小島 利幸	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
市橋春海後援会	市橋 明人	市橋 獎	東伯郡東郷町大字小鹿谷一六	平成元年三月二十日	その他政治団体
東部青山会	民野芳之助	小林 篤	鳥取市南吉方一四七	平成元年三月三十日	"
森田泰徳後援会	更田 政美	下田 登	東伯郡東郷町大字川上八三六	平成元年三月三十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年五月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和62年1月1日～同年12月31日

<p>政治団体の名称 森田芳彦後援会 報告年月日 平成元年3月27日</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 16,500円 ア 前年繰越額 5,000円 イ 本年収入額 11,500円 (2) 支出総額 11,500円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費 又は会費(23人) 11,500円 (2) 支出の内訳 政治活動費</p> <p>組織活動費 11,500円 合 計 11,500円</p>	<p>報告年月日 平成元年3月29日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 大川正夫後援会 報告年月日 平成元年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 204,000円 (1) 前年繰越額 204,000円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>(2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>豊田県選挙区選挙区長選挙第二十七号 選挙区選挙区長選挙(昭和二十三年法律第百七十四号)第十七条第一項の選挙区長選挙区長選挙(昭和二十三年法律第百七十四号)第十七条第一項の選挙区長選挙の選出なるべし、同法第二十条第一項の選出に基き、その選挙を次のとおり公表する。</p> <p>平定県選挙区長選挙</p> <p>豊田県選挙区選挙区長選挙</p>	<p>政治団体の名称 市橋春海後援会 報告年月日 平成元年3月23日 (平成元年3月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 東部青山会 報告年月日 平成元年3月31日 (昭和68年12月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出の内訳 経常経費 88,099円 事務所費 88,099円 合 計 88,099円</p>
<p>政治団体の名称 伊藤昭二後援会 報告年月日 平成元年3月29日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 政治精社櫻井連合会 大日本櫻井会鳥取県本部</p>	<p>政治団体の名称 鈴木昇一後援会 報告年月日 平成元年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 宮崎準一後援会 報告年月日 平成元年3月31日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 566円 (1) 前年繰越額 566円</p>	<p>政治団体の名称 市橋春海後援会 報告年月日 平成元年3月23日 (平成元年3月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出の内訳 経常経費 88,099円 事務所費 88,099円 合 計 88,099円</p>	<p>政治団体の名称 森田泰徳後援会 報告年月日 平成元年3月31日</p>
<p>◎その他の政治団体</p> <p>政治団体の名称 市橋春海後援会 報告年月日 平成元年3月23日 (平成元年3月23日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円 2 支出の内訳 経常経費 88,099円 事務所費 88,099円 合 計 88,099円</p>			
<p>政治団体の収支報告書の要旨</p>			

公 告

(昭和63年12月30日解散)		(2) 支出総額	88,626円
1 収入・支出の総額		2 支出の内訳	
(1) 収入総額	88,626円	政治活動費	
ア 前年繰越額	88,626円	組織活動費	88,626円
イ 本年収入額	0円	合 計	88,626円

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成元年 5月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第86号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者

2 試験の日時

平成元年 8月29日（火）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書（所定の様式によること。）
 - イ 履歴書
 - ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

卒業證書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判（縦8.5cm、横2.5cm）のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成元年7月24日（月）から同月28日（金）まで（郵送の場合は、平成元年7月28日までの消印のあるものは、有効とする。）

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 4,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部健康対策課（電話0857—26—7193）に問い合わせること。